



THE ROTARY CLUB OF NAGANO WEST

長野西ロータリークラブ

例会 毎週金曜日 12:30~13:30 ホテル国際 2 1
 事務局 〒380-0838 長野市県町576 ☎026(235)2800 FAX 026(235)0016
 e-mail:nwrc1987y@sweet.ocn.ne.jp



会長／清水 光朗 幹事／小山 浩太郎 クラブ会報委員長／轟 修平
 SAA／村田 弘志 副 SAA／西沢 徹

第1383回例会 2016年（平成28年）4月22日（金）

世界へのプレゼントになろう
 Be a Gift to the World

副会長挨拶

高井新太郎副会長



先週4月14日と16日に熊本県で大きな地震が起きました。まだまだ余震が続いています。被災者の方々にお見舞い申し上げます。

私はもう卒業しましたが、17日には長野マラソンがありました。風が強く、雨も降りコンディションは良くありませんでしたが、松本さんは走られたそうです。3、4日前、私は腰を痛め、今立っているのも苦痛な状態です。

前回「失敗学」の話をしましたが、それに関連した話をします。ある弁護士が交通事故発生から2年余り経った事故の被害者Aさんから相談を受け加害者Bに対する損害賠償請求をするという案件の依頼を受けました。損害賠償額の算定の為、Aさんに対して資料を持参するよう話し、Aさんも約束しました。その後、なかなか資料が送られてこず、始めは1週間に一度は連絡をしていましたが、時効まで時間もあることと、そのうち連絡をしなくなりました。でも時効まであと2ヶ月となったところで慌てて連絡をしたところ、今まで通じていた電話も通じなくなっていました。あと1ヵ月となったある日、Aさんの父親から連絡があり、Aさんはある刑事事件で逮捕・拘留されているとのことでした。弁護士は、すぐさま接見に行き、ご家族にも協力してもらい資料を集め、何とか時効完成の2週間前に加害者Bに

対し催促の内容証明郵便を出すことができました。

消滅時効が完成してしまうのではと、不安に思っていた事件であります。依頼者との連絡が突然途絶えた時は、どうすればよいのでしょうか・・・直前に辞任通知を送ってもAさんから損害賠償請求をされる可能性がないとは言えません。

続きは、次の機会です・・・

幹事報告

小山浩太郎幹事

*第10回クラブ協議会報告

- ・次週29日祭日昭和の日につき休会。5月6日定款に基づく休会。
- ・5月13日例会場2階弥生の間。
- ・5月15日長野市内6RC合同親睦ゴルフコンペに12名参加。
- ・5月29日春のゴミゼロ運動。
- ・熊本地震義捐金をニコニコBOX会計よりお一人1,000円ガバナー事務所へ送金。
- ・5月28日～6月1日ソウル国際大会。綿貫PG、伊東G補佐、野村、若麻績、瀧澤、小山参加。
- ・2016～2017年度委員会編成表を本日配布。
- ・次年度名簿に変更のある方は事務局まで。

5 / 13 本日のプログラム

ゲスト卓話 越原照夫さん
 中心市街地活性化事業「権堂が目指すもの」

出席・ニコBOX報告 福澤例会運営委員

4/22(会員53名)出席30名前々回修正出席率87.50%

ゲスト 中澤弥子さん(長野県短期大学教授)

- ・伊東義次さん☆春が来ました。熊本の皆様もう少し頑張ってください。
- ・柄澤重登さん☆1. 事務総長若麻績信昭さん再登場ご就任おめでとうございます。
2. 会長エレクト竹村先生と一緒に荣誉ある顧問委嘱状を引き続き拝命いたしました。
- ・松本克幸さん☆長野マラソン完走はできませんでしたが、お陰様で30キロまで走る事が出来ました。応援ありがとうございました。

・合計 9,500円 ・累計 833,200円

30周年準備委員会より報告 福澤特別副幹事

竹村年度からとなります創立30周年記念事業実行委員会編成表が先ほどクラブ協議会にて承認されました。9月16日には記念式典が開催されます。配布致しましたこのメンバーでよろしく申し上げます。

講師紹介 粕尾正康プログラム委員長

本日は長野県短期大学教授の中澤弥子さんをお招きしています。先生は食文化研究者として地域の郷土食や農山村の食生活についての研究をされています。また文化交流事業としてヨーロッパ7ヶ国に日本食の研究に行かれたので、本日はその研究発表をお聞きしたいと思います。

例会案内

5月20日 ゲスト卓話 村山 幸造さん
(株)黒船 代表取締役

創立30周年記念式典のお知らせ

2016年9月16日(金)18:30~

於：犀北館

ゲスト卓話 中澤弥子さん

「ヨーロッパでの和食事情」



平成26年度文化庁文化交流使として海外で行った和食文化を通じた文化交流活動において和食文化が訪問国でどのように受け止められていたかについて紹介します。文化庁文化交流使とは、諸外国における日本文化への理解や日本と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を促進し、国際文化交流の振興を図るため、一定期間(1か月~12か月)、諸外国へ派遣されるものです。平成15年度から始まり、平成26年度は8名が派遣されました。

文化交流使の活動内容は、文化交流使自身が、主体的に訪問国や滞在期間、交流内容等、活動計画を企画・実行するもので、私は、文化庁の助言を参考に、ヨーロッパ7か国(フランス、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、イタリア、スロバキア、イギリス)で活動致しました。活動目的を、①文化交流を通して和食文化の奥深さやすばらしさについて理解を深めてもらうこと、②学校給食や食農教育等の取り組みを見学し、食関係者との情報交換を通して国際理解を深めることとしました。講演や試食、調理実習の活動参加者にアンケート調査を行った結果、おいしく、見た目もよく、健康的である点で、日本食が高い評価を得ているように思われました。アンケートに回答した3割以上の参加者が、月に数回、日本食を家庭で作って食べており、日本食の作り方を習ってみたいという回答が非常に多くを占めました(90%)。日本食への関心が「本物の日本食を食べたい」、「おいしく健康的な日本料理を作りたい、作り方を習ってみたい」という要望にまで高まっていることが考えられました。今回得られた経験を今後の教育、研究、また、国内外での文化交流活動に生かして参りたいと思っております。

文化庁文化交流使事業について

【目的】諸外国における日本文化への理解や日本と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を促進し、もって国際文化交流の振興を図るため、平成15年度から始まった、文化に携わる人々を一定期間諸外国へ派遣する事業。